

【ふれあい広場の利用上の注意事項】（規則第7条関係）

杵築市山香ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）を利用される方は、杵築市山香ふれあい広場条例及び同施行規則、（以下「条例及び規則」という。）の諸規定を順守しなければなりません。

- ① 平成29年度に駐車場の整備を行い平成30年度より「杵築市山香ふれあい広場」として条例を整備し、受益者負担を求めることとなりました。

1時間につき200円（市外住民は100%加算）1時間未満でも1時間算定。

- ② 利用許可書が出ていても、山香庁舎及び山香公民館利用者等がいますので、迷惑行為はお控えください。
- ③ 公用車、工事作業車が通過する場合は、道を空けていただく等ご協力をお願いします。
- ④ ドクターヘリコプター（救急ヘリ）の緊急発着場となっています。発着の際は管理者の指示に従い、一時使用中止してください。
- ⑤ 申請利用目的以外には使わないでください。
- ⑥ 野球・ゴルフ・大人のサッカーは原則禁止です。
- ⑦ サッカーゴールは少年サッカークラブの備品です。（無断で使用しないでください）
- ⑧ 公共の主催事業または草刈等施設維持作業の場合は、利用を遠慮願うことがあります。
- ⑨ ゴミ等は各自でお持ち帰りをお願いします。
- ⑩ ふれあい広場内はすべて禁煙です。また、火気厳禁（冬季のたき火・コンロの使用・BBQ等）です。
- ⑪ 無断で特用具の備え付けや、樹木や構造物を傷つけないでください。
- ⑫ 利用後の原状回復は、利用者の責任において行ってください。
- ⑬ 利用する場合、緊急連絡用に当日の責任者連絡先（携帯番号）をあらかじめ管理者に知らせてください。連絡あった場合は、指示に従ってください。
- ⑭ ボール等がふれあい広場外へ出ないようにしてください。
- ⑮ 近隣の民家に危害や迷惑をかけないようにしてください。（極端なかけ声や拡声器使用等、騒音苦情につながる行為等）
- ⑯ トイレは駐車場南側公衆トイレを利用してください。（清潔に使用してください。）
- ⑰ 利用中に起きた事故（破損や負傷等）については、速やかに管理者に報告し、利用者が責任をもって対処してください。
- ⑱ 利用者の故意または過失によって、施設や設備、器具等を破損または紛失した場合は、それによって生じた損害を賠償していただくことがあります。
- ⑲ 駐車場は、ふれあい広場南側の駐車場をご使用ください。
- ⑳ 大会等で本部席を設ける場合は、通行の妨げにならないよう、庁舎玄関側には設けないでください。
- ㉑ 庁舎玄関前での座り込み等は禁止し、来庁者の妨げにならないようにしてください。
- ㉒ 条例及び規則を守らなかった場合や、近隣住民の迷惑や危険となる行為及び、管理者の指示に従わない場合は、使用を禁止します。

※予約の優先順位は、①市等の公的行事②草刈等施設維持作業③申請者

※申請は原則2か月先までです。

（連絡先）

杵築市山香振興課電話 0977-75-2401